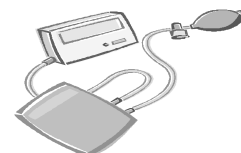


## 後期高齢者（75歳以上）の方を対象に 平成20年4月から新しい医療制度が始まります。

現在の老人保健制度は、平成20年4月から新しい『後期高齢者医療制度』に変わります。これに伴い、被保険者となる75歳以上等の後期高齢者の方は、現在加入中の国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に加入（移行）することになります。

この後期高齢者医療制度の運営をするため、青森県内の40市町村すべてが加入した『青森県後期高齢者医療広域連合』が平成19年2月1日に設立されています。

### 制度のポイント



- ★75歳以上（65歳以上75歳未満で一定の障害を有する）の方が、後期高齢者医療の被保険者となります。
- ★医療費の1割（現役並みの所得の方は3割）を患者本人が負担します。
- ★被保険者は保険料を納めることとなります。（主に年金から天引きされます）
- ★窓口業務等は、市町村が行います。
- ★資格管理、財政運営等の後期高齢者医療保険運営全般は広域連合が行います。

### 皆さん（被保険者）の負担について



青森県の後期高齢者医療制度の、一人当たりの標準保険料は、おおよそ月額で5,400円となる見込みです。ただし、所得状況等により軽減が適用される被保険者の方もいます。尚、個々の保険料額、徴収時期等を含めた詳細については、決定次第広報等によりお知らせいたします。

#### ＜国の動き＞

被用者保険の被扶養者の方の保険料については、平成20年4月から9月までの6ヶ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6ヶ月間は、保険料額（均等割）が9割軽減された額となります。

風間浦村健康福祉課

## 平成20年度風間浦村奨学金貸与者募集

村内在住者で、向学心に燃えるあなたに修学の便宜を図り、人材育成することを目的として、奨学金貸与者の募集を行っております。

平成20年度につきましては、次のとおりの募集となっておりますので、希望する方は申し込み下さい。

#### ☆対象者

- 品行方正、学業成績優秀かつ、身体強健で学資の支弁が困難であると認められる者。
- 高等学校または、それ以上の学校に在学する本村の在住者である者。
- 平成20年3月村内中学校を卒業する見込みの者。

『入学決定後に貸与いたします。』

#### ☆貸与金額

- 大学の医学部及び歯学部 月額10万円以内
- 前号以外の大学の学部 月額3万円以内
- 短期大学 月額3万円以内
- 高等専門学校3学年まで 月額1万円以内
- 同 上 4学年まで 月額3万円以内
- 高等学校（自宅通学） 月額5千円以内
- 同 上（自宅外通学） 月額1万円以内
- 各種技術、技能養成機関 月額3万円以内

#### ☆貸与期間 奨学生の在学する正規の修学期間

◎申し込み締切 平成20年1月18日（金）

◎申し込み場所 風間浦村教育委員会

（電話35-2210）

※申し込み関係書類は、教育委員会にありますのでご連絡下さい。